

【注意喚起】使用中の高濃度PCB含有電気工作物の有無を今一度ご確認ください

令和4年12月2日
中部近畿産業保安監督部電力安全課

平素より、自家用電気工作物（電気室、キュービクル等）の保安についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和43年のカネミ油症事件で社会問題となった毒性を有する高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を用いた変圧器又は電力用コンデンサー等（以下「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）において、令和4年3月31日までに廃止（使用中止）することが義務づけられております。

しかしながら、本年8月、当部管内において、使用中の高濃度PCB含有電気工作物が判明する事象が発生いたしました。

当部では、当該電気工作物の設置者に対して電気事業法第107条第4項に基づく立入検査を実施するとともに、直ちにその使用を中止するよう指導いたしました。

自家用電気工作物設置者におかれましては、月次点検等において、使用中の高濃度PCB含有電気工作物の有無を今一度ご確認くださいとともに、万一、使用中であることが判明した場合には、速やかに事業場を管轄する産業保安監督部までご連絡いただきますようお願い申し上げます。詳しくは、各事業場の電気主任技術者（電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）にご相談ください。

※電気室やキュービクル等に立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず各事業場の電気主任技術者へ事前にご相談下さい。

【本件に関するお問合せ先】

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

<住所>〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2

<TEL>052-951-2817（直通）

<FAX>052-951-9802